

京都市建築基準条例 (新旧対照表)

現行	改正後												
<p>○京都市建築基準条例</p> <p style="text-align: right;">平成13年4月5日 条例第1号</p> <p>第42条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域又は準工業地域</td> <td style="text-align: center;">すべて の割合</td> <td style="text-align: center;">(2)</td> </tr> </table> <p>附 則 (略) (新規)</p>	(略)	(略)	(略)	近隣商業地域又は準工業地域	すべて の割合	(2)	<p>○京都市建築基準条例</p> <p style="text-align: right;">令和5年11月10日 条例第13号 平成13年4月5日 条例第1号</p> <p>第42条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域又は準工業地域 <u>(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(らくなん進都産業集積地区)においてらくなん進都産業集積地区第五種地区、らくなん進都産業集積地区第六種地区及びらくなん進都産業集積地区第七種地区として区分された区域を除く。)</u></td> <td style="text-align: center;">すべて の割合</td> <td style="text-align: center;">(2)</td> </tr> </table> <p>附 則 (略) <u>附 則(令和5年11月10日 条例第13号) 抄</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、市規則で定める日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p>	(略)	(略)	(略)	近隣商業地域又は準工業地域 <u>(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(らくなん進都産業集積地区)においてらくなん進都産業集積地区第五種地区、らくなん進都産業集積地区第六種地区及びらくなん進都産業集積地区第七種地区として区分された区域を除く。)</u>	すべて の割合	(2)
(略)	(略)	(略)											
近隣商業地域又は準工業地域	すべて の割合	(2)											
(略)	(略)	(略)											
近隣商業地域又は準工業地域 <u>(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(らくなん進都産業集積地区)においてらくなん進都産業集積地区第五種地区、らくなん進都産業集積地区第六種地区及びらくなん進都産業集積地区第七種地区として区分された区域を除く。)</u>	すべて の割合	(2)											